

## 新座市 緊急経済対策

平素は大変お世話になっております。この度の新型コロナウイルス感染症対策として新座市独自の支援金等がありますので、ご確認くださいませようご案内申し上げます。

\*新座市ホームページ <https://www.city.niiza.lg.jp/>

### 1. 事業者家賃支援金 経済振興課 (048-423-3129)

上限 10 万円／月 2 ヶ月分

国の持続化給付金を受けた市内の事業者のうち、賃貸物件で事業を営む事業者に対して、その家賃の 4 分の 1 を補助する。

### 2. テイクアウト・デリバリー導入支援金 経済振興課 (048-477-6346)

上限 20 万円 (対象経費の 10 分の 9)

市内の飲食店が、新たにテイクアウト及びデリバリーに取り組む場合に、導入費用の一部を補助する。

### 3. 創業者支援金 経済振興課 (048-423-3129)

法人 20 万円 個人事業者 10 万円

持続化給付金の対象とならない令和 2 年 1 月以降に開業した事業者のうち、感染症の影響で減収となった方に対し支援金を支給する。

### 4. 中小企業者等支援金 経済振興課 (048-423-3129)

10 万円給付

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け減収した市内の中小企業者等 (個人事業者を含む) を対象として、1 事業者当たり 10 万円を給付する。(令和 2 年の任意のひと月と前年同月の売上高を比較して 20%以上減少した事業者が対象)

### 5. キャッシュレス決済導入支援金 経済振興課 (048-423-3129)

5 万円交付

令和 2 年 4 月 1 日以後に新たにキャッシュレス決済を導入した事業者に支援金を交付する。

### 6. 「新座市緊急運転資金融資」の保証料の補助 経済振興課 (048-477-6346)

4 年間実質無利子・保証金なしで融資をうけられます。

## 7. 地域応援ぷらすクーポンの配布

市民の購買意欲の喚起や地元事業者への支援として、市内中小企業等で使用可能な2,000円分のクーポンを全世帯に配布する。(配布済み)

\*取扱店登録は 新座市商工会 (048-478-0055) まで

## 国による支援

1. 持続化給付金 コールセンター (0120-115-570)  
ホームページ <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>  
上限 法人 200万円、個人 100万円  
ひと月の売上が前年同月比50%以上減少
2. 家賃支援給付金 コールセンター (0120-653-930)  
ホームページ <https://yachin-shien.go.jp/>  
算出額の6ヶ月分  
いずれか1か月の売上が前年同月比50%以上減少または  
連続する3ヶ月の売上が前年同期比30%以上減少

## 埼玉県による支援

1. 家賃支援金 中小企業等支援相談窓口 (0570-000-678)  
埼玉県ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/>  
上限 20万円  
賃借人・賃貸人両者に支援があります。

## 商工会による 支援申請 相談会

1. 各種申請についての個別相談 新座市商工会 (048-478-0055)  
ホームページ <https://2134sci.or.jp/wp/>  
事前予約制 相談無料  
まずは電話で確認してください。